

令和3年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	上場株式等の相続税に係る見直し											
税 目	相続税											
要 望 の 内 容	<p>高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する観点から、上場株式等について、相続税の見直しを行うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: right;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">—</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（</td> <td style="text-align: right;">— 百万円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（</td> <td style="text-align: right;">— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 他の資産との比較における相続税の負担感の差により、投資家の資産選択を歪めることがないよう、上場株式等の相続税評価について、所要の措置を講ずること。</p> <p>(2) 施策の必要性 上場株式等は、不動産等と比較して価格変動リスクの高い金融商品であるが、相続税の評価においては相続の時価等で評価される。 このため、上場株式等は、他の価格変動リスクの小さい資産と比べ、相続税評価上の扱いが不利（相続税評価額が割高）となっている。 当該相続税の負担感の差により、投資家の資産選択を歪めることがないよう、上場株式等の相続税評価の見直しが必要。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	5,672万人(2019年度個人株主数の延べ人数) (出典)東京証券取引所等「2019年度株式分布状況調査」
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	相続税の負担感の差を考慮して、上場株式等の相続税評価を見直すものであり、投資家の資産選択における歪みを是正する措置として有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		相続税の負担感の差を考慮して、上場株式等の相続税評価を見直すものであり、投資家の資産選択における歪みを是正する措置として妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度からの継続要望。	